参考１

（平成29年11月20日 大阪府包括外部監査人選定委員会決定）

大阪府包括外部監査人選定委員会における会議の公開・非公開について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 根拠法令等 | 大阪府情報公開条例  会議の公開に関する指針 |
|  |  |  |
| ２ | 会議の公開・  非公開 | 非公開 |
|  |  | 理由：  ・議事の内容に、包括外部監査人の選定や評価にあたっての各項目の詳細な配点や採点方法などが含まれ、また、監査結果報告の作成過程や監査の実施過程の情報が含まれ、事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。  ・また、議事の内容に、包括外部監査人に選定されなかったものを含めた全ての応募者に係る情報や提案内容等が含まれ、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。 |
|  |  | （大阪府情報公開条例第８条第1項第1号及び第4号） |